平成２６年（フ）第９号
福岡県柳川市筑紫町161番地３　甲斐田アパート３号
債務者　高添　訓子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第７号
福岡県大牟田市大字歴木1752番地２
債務者　中嶋久美子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第２９号
青森県八戸市江陽５丁目14番21号　サニーハイツへらいＣ―202、旧住所青森県八戸市大字沢里字休場49番地４
債務者　大信田久夫
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
青森県八戸市北白山台４丁目14番２―11号県営住宅
債務者　八幡　朋愛
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
仙台市太白区柳生３丁目７番地の２　ロイヤルヒルズ柳生Ⅱ503
債務者　川村　妙子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
宮城県多賀城市東田中１丁目15番９号　サミット荘
債務者　櫻井　元男
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
宮城県多賀城市下馬３丁目21番11号　石橋アパートＡ―２号
債務者　石橋ひろみ
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
山梨県中央市西花輪2731番地１
債務者　藤巻　鶴子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
山梨県笛吹市石和町小石和413番地４
債務者　蔵満　　博
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
愛知県愛知郡東郷町御岳１丁目15番地５コーポ御岳202号
債務者　太田　節子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７８号
名古屋市天白区池見２丁目265番地
債務者　藤田　加代
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６２号
大津市坂本５丁目17番27号　アウローラ比叡Ⅱ202、前住所京都府木津川市木津奈良道７番地１　ホワイトヒルズＦ
債務者　木倉　朱美
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１号
滋賀県草津市矢橋町384番地
債務者　田邉　清美（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
滋賀県草津市上笠２丁目７番11号
債務者　渡辺　　裕
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
滋賀県東近江市五個荘小幡町493番地１アーク五個荘２―209号室
債務者　中村満佐美（旧姓森野）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第８６号
兵庫県神崎郡市川町屋形240番地
債務者　仲田　光久
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６９号
奈良市菅原町264番地の６　杉本ハイツ102号
債務者　佐藤　　彰
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　奈良地方裁判所